

座間市教育委員会 2月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について

イ 座間市学校運営協議会規則

ウ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

エ 教育関係予算案に関する意見の申出について

オ 令和3年度使用準教科書の選定について

カ 県費負担教職員の人事について

キ 座間市教育委員会職員の人事について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 2 月定例会議事運営要領

日 時	令和 3 年 2 月 1 0 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
場 所	座間市役所 5 階 教育委員会室
会 期	令和 3 年 2 月 1 0 日 1 日間
前回定例会 年 月 日	令和 3 年 1 月 1 3 日
会 議 録 署名委員	小井田委員 馬場委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	4	第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について	図書館長
2	5	座間市学校運営協議会規則	教育指導課長
3	6	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課長
4	7	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長及び各所属長
5	8	令和 3 年度使用準教科書の選定について	教育指導課長
6	9	県費負担教職員の人事について	学校教育課長
7	10	座間市教育委員会職員の仕事について	教育部長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和3年2月10日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席教育委員等
1月13日	水	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
1月13日	水	教育部内各所属新年挨拶	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
1月18日	月	政策会議	教育長
1月18日	月	定例教頭会議	教育長
1月23日	土	災害対策本部設置訓練	教育長
1月25日	月	政策会議	教育長
1月25日	月	市健全財政戦略本部会議	教育長
1月26日	火	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
1月27日	水	第10回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
2月1日	月	政策会議	教育長
2月3日	水	第11回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
2月4日	木	校内研究授業視察(相模中学校)	教育長
2月4日	木	教育支援委員会	教育長
2月4日	木	教育研究員全体会(オンライン開催)	教育長
2月8日	月	政策会議	教育長
2月9日	火	総合教育会議	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
2月9日	火	県・市町村教育委員会教育長会議(オンライン開催)	教育長

議案第4号

第三次座間市子ども読書活動推進計画の策定について

第三次座間市子ども読書活動推進計画を別添のとおり策定することについて議決を求める。

令和3年2月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づき、第三次座間市子ども読書活動推進計画を策定するため提案するものである。

議案第5号

座間市学校運営協議会規則

座間市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定する。

令和3年2月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

学校運営協議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

座間市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び学校を取り巻く課題等に関して協議する機関として、座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、共有された目的及び目標に向けて連携及び協働することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって児童生徒の豊かな心の育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、座間市立学校の設置に関する条例（昭和39年座間市条例第15号）別表に掲げる学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営等に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会及び対象学校の校長に対し意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に対する事項を除く。）のうち、前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会を經由し、神奈川県教育委員会に対し意見を述べるすることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、協議の結果等に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び対象学校を取り巻く課題等に関し、保護者及び地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15人以内(2以上の学校について一の協議会を設置したときにあっては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数)とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 対象学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としてふさわしくない非行
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行う行為

(任期)

第10条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例(昭和48年座間市条例第50号)の規定により支給する。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第6号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和59年座間市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年2月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

様式の改正をいたしたく提案するものである。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和59年座間市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第26号様式から第29号様式までを次のように改める。

第26号様式（第21条関係） 別紙

第27号様式（第21条関係） 削除

第28号様式（第21条関係） 別紙

第29号様式（第21条関係） 別紙

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第26号様式及び第27号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

第26号様式(第21条関係)

小学校児童指導要録

様式1(学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学	
	氏 名					
	生年月日	年 月 日生	転 入 学	年 月 日 第 学年転入学		
	現住所					
保 護 者	ふりがな		転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日		
	氏 名					
	現住所		卒 業	年 月 日		
入学前の経歴				進 学 先		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)						
年 度	年 度		年 度		年 度	
区分 \ 学年	1		2		3	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						
年 度	年 度		年 度		年 度	
区分 \ 学年	4		5		6	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録								特別の教科道徳									
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定	/	/														
社会	知識・技能		/	/					3								
	思考・判断・表現		/	/													
	主体的に学習に取り組む態度		/	/					4								
	評定	/	/														
算数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定	/	/														
理科	知識・技能		/	/					3								
	思考・判断・表現		/	/													
	主体的に学習に取り組む態度		/	/					4								
	評定	/	/														
生活	知識・技能		/	/	/	/	/	/	4								
	思考・判断・表現		/	/	/	/	/	/									
	主体的に学習に取り組む態度		/	/	/	/	/	/	4								
	評定	/	/	/	/	/	/	/									
音楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定	/	/														
図画工作	知識・技能								4								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								5								
	評定	/	/														
家庭	知識・技能		/	/	/	/	/	/	6								
	思考・判断・表現		/	/	/	/	/	/									
	主体的に学習に取り組む態度		/	/	/	/	/	/	6								
	評定	/	/	/	/	/	/	/									
体育	知識・技能								特別活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動	観点	学年	1	2	3	4	5	6
	評定	/	/														
外国語	知識・技能		/	/	/	/	/	/	児童会活動	観点	学年	1	2	3	4	5	6
	思考・判断・表現		/	/	/	/	/	/									
	主体的に学習に取り組む態度		/	/	/	/	/	/	クラブ活動	観点	学年	1	2	3	4	5	6
	評定	/	/	/	/	/	/	/									
									学校行事	観点	学年	1	2	3	4	5	6

児童氏名

行 動 の 記 録													
項 目	学 年						項 目	学 年					
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力						
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護						
自主・自律							勤労・奉仕						
責任感							公正・公平						
創意工夫							公共心・公德心						

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出 欠 の 記 録						
区分	授業日数	出席停止・ 送別等の日数	出席したけれど 出席しない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第28号様式(第21条関係)

中学校生徒指導要録

様式1(学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
	現住所				
保 護 者	ふりがな		転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日	
	氏 名				
	現住所		卒 業	年 月 日	
入学前の経歴			進 学 先 就 職 先 等		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年 度		年 度		年 度
区分 \ 学年	1		2		3
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分\学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

各教科の学習の記録											
教科	観 点	学 年	1	2	3	教科	観 点	学 年	1	2	3
国 語	知識・技能					知識・技能					
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
	評定						評定				
社 会	知識・技能					特 別 の 教 科 道 徳					
	思考・判断・表現					学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
教 学	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度					3					
	評定										
理 科	知識・技能					総合的な学習の時間の記録					
	思考・判断・表現					学年	学 習 活 動	観 点	評 価		
	主体的に学習に取り組む態度					1					
	評定										
音 楽	知識・技能					2					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
美 術	知識・技能					3					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
保 健 体 育	知識・技能					3					
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
技 術 ・ 家 庭	知識・技能					特 別 活 動 の 記 録					
	思考・判断・表現					内 容	観 点	学 年	1	2	3
	主体的に学習に取り組む態度					学級活動					
	評定					生徒会活動					
知識・技能					学校行事						
思考・判断・表現											
外 国 語	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
	知識・技能										
	思考・判断・表現										

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
出 欠 の 記 録									
区分	授業日数	出席停止・ 遅刻等の日数	出席しなかった 日数	欠席日数	出席日数	備 考			
学年									
1									
2									
3									

中学校生徒指導要録抄本

学籍の記録	ふりがな 生徒氏名		性別	生年月日	学校名及び所在地		
	現住所						
	卒業年月日						
各教科の学習の記録(第3学年)							
I 観点別学習状況				II 特別の教科 道徳(第3学年)			
教科	観点	評価	II 評定	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
国語	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
社会	知識・技能			総合的な学習の時間の記録(第3学年)			
	思考・判断・表現			学習活動	観点	評価	
	主体的に学習に取り組む態度						
数学	知識・技能			特別活動の記録(第3学年)			
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
理科	知識・技能			内容	観点		
	思考・判断・表現			学級活動			
	主体的に学習に取り組む態度						
音楽	知識・技能			生徒会活動			
	思考・判断・表現			学校行事			
	主体的に学習に取り組む態度						
美術	知識・技能			行動の記録(第3学年)			
	思考・判断・表現			基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	主体的に学習に取り組む態度						
保健体育	知識・技能			健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
	思考・判断・表現			自主・自律		勤労・奉仕	
	主体的に学習に取り組む態度			責任感		公正・公平	
技術・家庭	知識・技能			創意工夫		公共心・公德心	
	思考・判断・表現			総合所見及び指導上参考となる諸事項(第3学年)			
	主体的に学習に取り組む態度						
外国語	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
この抄本の記載は原本と相違ないことを証明する。							
年 月 日							
座間市立 中学校 校長							
							印

議案第7号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議の無い旨を申し出ることについて議決を求める。

令和3年2月10日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

令和2年度座間市一般会計補正予算案（繰越明許費含む）及び令和3年度当初予算案について提案するものである。

議案第8号

令和3年度使用準教科書の選定について

令和3年度使用準教科書を別紙のとおり選定することについて議決を求める。

令和3年2月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市立学校の管理運営に関する規則第10条第1項の規定により提案するものである。

令和3年度使用準教科書

1 使用する準教科書一覧 (小学校)

NO	教科等	教材名	編集者名	発行所	学年	単価
1	体育	体育の学習	白旗 和也 他	光文書院	1～6	510円 (税込み)
2	体育	みんなの体育	岡出 美則 他	学研教育みらい	1～6	477円 (税抜き)

2 学校別状況

- ・教材を児童に購入させて使用する・・・・・・・・・・・・・・・・○
- ・教材を学校備え付けで使用する・・・・・・・・・・・・・・・・●

校名	教科等	教材名 発行所名	学 年						備 考
			1	2	3	4	5	6	
座間小学校	体育	体育の学習 光文書院				○	○	○	